

愛知県スポーツ推進審議会運営規程の改正について

1 改正内容と理由

(1) 追加

(招集)

第 2 条

- 2 会長は緊急やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって会議の開催に代えることができる。

<理由>

今回のような、不要不急の外出禁止の状況下のほか、緊急に審議会を開く必要がある状況下においても、審議会を開催できるようにするため。

(2) 変更

(庶務)

- 第 6 条 審議会の庶務は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課において処理する。

<理由>

2020 年 4 月 1 日の県庁組織改正により、審議会の庶務を担当するスポーツ局スポーツ課の名称をスポーツ局スポーツ振興課に変更したため。

2 その他

改正の内容は、別紙 1 「愛知県スポーツ推進審議会運営規程（案）」及び別紙 2 「愛知県スポーツ推進審議会運営規程新旧対照表」のとおり。

愛知県スポーツ推進審議会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県スポーツ推進審議会条例（平成23年愛知県条例第52号）第6条の規定に基づき、愛知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(召集)

第2条 会長は審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、文書により開催の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 会長は緊急やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって会議の開催に代えることができる。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

(傍聴)

第4条 傍聴を希望する者には、傍聴を認める。

(会議録)

第5条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 会議に付した事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他審議会が必要と認めた事項

2 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する者二人が署名するものとする。

3 会議録は公開とする。ただし、個人に関する情報等、審議会が公開することを不適当と認めた事項については、この限りでない。

4 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成14年11月27日から施行する。

この規程は、平成24年2月17日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月5日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

愛知県スポーツ推進審議会運営規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (召集)</p> <p>第2条 会長は審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、文書により開催の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>会長は緊急やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって会議の開催に代えることができる。</u></p> <p>第3条～第5条 略 (庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、愛知県スポーツ振興課において処理する。</p> <p>第7条 略 (附則)</p> <p>この規程は、平成14年11月27日から施行する。 この規程は、平成24年2月17日から施行する。 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程は、令和元年9月5日から施行する。 この規程は、令和3年3月1日から施行する。</p>	<p>第1条 略 (召集)</p> <p>第2条 会長は審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、文書により開催の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第3条～第5条 略 (庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、愛知県スポーツ局スポーツ課において処理する。</p> <p>第7条 略 (附則)</p> <p>この規程は、平成14年11月27日から施行する。 この規程は、平成24年2月17日から施行する。 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程は、令和元年9月5日から施行する。</p>